



宮 崎 県 公 報

平成23年3月28日(月曜日) 第2271号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) 1	
告 示	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 5	
○道路の供用の開始……………(“) 5	
公 告	
○宮崎県伝統工芸士の認定……………(商業支援課) 5	
○肥料の登録……………(宮農支援課) 5	
○肥料の登録の有効期間の更新……………(“) 5	
○肥料の登録の失効……………(“) 6	
○入札公告(3件)……………6	
教育委員会訓令	
○全国高等学校総合文化祭推進室設置規程を廃止する訓令……………9	
公安委員会規則	
○宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則……………9	

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第5号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成21年宮崎県規則第27号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(完了の報告) 第4条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(別記様式第1号)により知事に報告しなければならない。	<u>(軽微な変更の届出)</u> 第4条 認定計画実施者は、 <u>省令第7条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書(別記様式第1号)に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、次条の規定による報告をした後においては、この限りでない。</u>
(取りやめの申出) 第5条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(別記様式第2号)により認定通知書を添えて知事に申し出るものとする。	(完了の報告) 第5条 認定計画実施者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書(別記様式第2号)により知事に報告しなければならない。 (取りやめの申出) 第6条 認定計画実施者は、法第14条第1項第2号の規定により認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめるときは、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書(別記様式第3号)により認定通知書を添えて知事に申し出るものとする。
第6条 [略]	<u>(申請の取下げ)</u> 第7条 法の規定による認定又は承認を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定(承認)申請取下げ届(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。
別記	第8条 [略]

様式第 1 号 (第 4 条関係)

[略]

報告者 住所
氏名 印

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので報告します。

1～3 [略]

4 認定計画実施者の氏名

5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等

(級) 建築士 () 登録第 号
住所
氏名 印
(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号
名称
所在地

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
[略]	年 月 日	
	第 号	
	係員印	

(注)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 報告者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3・4 [略]

様式第 2 号 (第 5 条関係)

[略]

申出者 住所
氏名 印

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の規定により、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出ます。

1～3 [略]

4 認定計画実施者の氏名

5 取りやめた理由

(本欄には記入しないで下さい。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
[略]	年 月 日	
	第 号	
	係員印	

(注意)

- 1 申出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。

様式第 2 号 (第 5 条関係)

[略]

認定計画実施者 住所
氏名 印
電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了したので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 5 条の規定により報告します。

1～3 [略]

4 認定に係る住宅の住居表示

5 認定長期優良住宅建築等計画に基づき住宅の建築が完了したことを確認した建築士等

() 建築士 () 登録第 号
住所
氏名 印
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名称

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
[略]		

(注)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定計画実施者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3・4 [略]

様式第 3 号 (第 6 条関係)

[略]

認定計画実施者 住所
氏名 印
電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 6 条の規定により申し出ます。

1～3 [略]

4 取りやめる理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
[略]		

(注)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。

2 申出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3・4 [略]

2 認定計画実施者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3・4 [略]

附則の次に次の 1 様式を加える。

別記

様式第 1 号（第 4 条関係）

認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

認定計画実施者 住所
氏名
電話番号

印

〔 法人等にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名 〕

認定長期優良住宅建築等計画の軽微な変更をしたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 4 条の規定により届け出ます。

1 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号

2 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日

3 認定に係る住宅の位置

4 変更の内容

5 変更の内容が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 7 条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等

() 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

印

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

名称

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 認定計画実施者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 認定計画実施者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 届出書の大きさは A 4 サイズとすること。

別記様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号（第 7 条関係）

認定（承認）申請取下げ届

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所

氏名

印

電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名 〕

認定（承認）申請を取り下げたいので、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第 7 条の規定により届け出ます。

- 1 認定（承認）申請受付番号
第 号
- 2 認定（承認）申請受付年月日
年 月 日
- 3 認定（承認）申請に係る住宅の位置
- 4 取り下げる理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

（注）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 取下げ届の大きさは A 4 サイズとすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第205号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年3月28日から平成23年4月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市中央通三丁目5番1地先から同市安賀多町一丁目2番4地先まで	旧	11.6 ~ 18.0 16.0 ~ 30.0	296.3 290.0
				新	16.0 ~ 30.0	290.0

宮崎県告示第206号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年3月28日から平成23年4月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
16	県道	稲葉崎平原線	延岡市中央通三丁目5番1地先から同市安賀多町一丁目	平成23年3月28日

2番4地先
まで

公 告

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め)の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成23年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県伝統工芸士	住 所	宮崎県伝統的工芸品名	認 定 年 月 日
横山 博志	都城市妻ヶ丘町8-14	都城弓	平成23年3月28日
小倉 哲朗	北諸県郡三股町大字樺山3987番地4	都城弓	平成23年3月28日
有光 信二	宮崎市矢の先町28-1	宮崎手紬「綾の手紬」	平成23年3月28日
松元 博美	都城市鷹尾3丁目14-7	さつま餅	平成23年3月28日
阪本 兼次	宮崎市佐土原町上田島1396-10	佐土原人形	平成23年3月28日
守山 勝馬	宮崎市吉村町大町前甲2864番地4	四半的矢	平成23年3月28日
守山ひろ代	宮崎市吉村町大町前甲2864番地4	四半的矢	平成23年3月28日

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第7条の規定により、次のとおり肥料を登録した。

平成23年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名 称	所 在 地	
宮崎県第1002号	蒸製骨粉	蒸製骨粉3-18	TN 3.0 TP 18.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成23年2月22日 至 平成29年2月21日
宮崎県第1003号	蒸製骨粉	蒸製骨粉3-20	TN 3.0 TP 20.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成23年2月22日 至 平成29年2月21日

(注)「保証成分量(%)」欄の略号は、次のとおりである。

TN:窒素全量、TP:りん酸全量

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により

、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成23年3月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		登録の有効期間
					名称	所在地	
宮崎県第 941号	化成肥料	有機入り 684号	T N 6.0 T P 8.0 C P 5.5 T K 4.0 C K 3.5 C M g 1.2	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成10年11月11日 至 平成25年11月10日
宮崎県第 974号	副産動物質肥料	パピロ 1号	T N 6.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成17年2月17日 至 平成26年2月16日
宮崎県第 977号	化成肥料	有機入り 397	T N 3.0 T P 9.0 C P 6.0 T K 7.0 C K 6.0 W K 3.0 C M g 2.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	自 平成17年3月25日 至 平成26年3月24日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、T P : りん酸全量、C P : く溶性りん酸、T K : 加里全量、C K : く溶性加里、W K : 水溶性加里、C M g : く溶性苦土

肥料取締法（昭和25年法律第 127号）第14条の規定により、次のとおり肥料の登録は、失効した。

平成23年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		失効年月日
					名称	所在地	
宮崎県第 953号	化成肥料	P K 163号	T N 1.0 C P 16.0 C K 13.0 W K 10.0 C M g 4.0	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり その他の制限事項は公定規格のとおり	南国興産株式会社	都城市高城町有水1941番地	平成22年12月18日
宮崎県第 839号	乾血及びその粉末	11.0乾血粉末	T N 11.0		西日本油脂工業株式会社	西都市大字穂北3556番地 6	平成23年 2 月6日

(注) 「保証成分量 (%)」欄の略号は、次のとおりである。

T N : 窒素全量、C P : く溶性りん酸、C K : く溶性加里、W K : 水溶性加里、C M g : く溶性苦土

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年 3 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 工業用X線装置 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成23年 8 月31日
- (4) 納入場所 宮崎県工業技術センター
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5

に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有する者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供

等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成23年4月28日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 期間 平成23年3月28日から平成23年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成23年3月28日から平成23年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成23年5月12日午後3時（郵便にあっては平成23年5月11日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
- (2) 日時 平成23年5月12日午後3時

7 入札保証金

入札保証金については宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかったもののした入札、その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Industrial Portable X-ray Unit
- (2) Time limit for tender: 3:00.p.m. 12 May 2011
- (3) Contact point for the notice: Office Employee General

Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1
Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan.
TEL:0985-26-7208

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年3月28日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 炭酸ガスレーザー加工機 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成23年11月30日
- (4) 納入場所 宮崎県工業技術センター
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- ア 平成23年宮崎県告示第154号に規定する資格を有する者であること。
- イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成23年4月28日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 期間 平成23年3月28日から平成23年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成23年3月28日から平成23年5月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 提出期限 平成23年5月12日午後3時15分（郵便にあっては平成23年5月11日午後5時必着）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁1号館4階総務事務センター入札室 宮崎市

<p>橋通東 2 丁目10番 1 号</p> <p>(2) 日時 平成23年 5 月12日午後 3 時15分</p> <p>7 入札保証金 入札保証金については宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかったものした入札、その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県総務部総務事務センター物品担当</p> <p>11 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Carbon Dioxide Laser Processing Machine</p> <p>(2) Time limit for tender: 3:15.p.m. 12 May 2011</p> <p>(3) Contact point for the notice: Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7208</p> <hr/> <p>入札公告</p> <p>一般競争入札を次のとおり実施する。 平成23年 3 月28日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量 ウォータージェット加工装置 一式</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成23年12月28日</p> <p>(4) 納入場所 宮崎県工業技術センター</p> <p>(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有する者であること。</p> <p>イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>ウ 納入する物品について、保守、点検、修理及び部品の提供</p>	<p>等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類（以下「証明書」という。）を平成23年 4 月28日までに提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208</p> <p>(2) 期間 平成23年 3 月28日から平成23年 5 月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>4 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当</p> <p>(2) 期間 平成23年 3 月28日から平成23年 5 月12日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）</p> <p>5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当</p> <p>(2) 提出期限 平成23年 5 月12日午後 3 時30分（郵便にあっては平成23年 5 月11日午後 5 時必着）</p> <p>(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）によること。</p> <p>6 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務事務センター入札室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号</p> <p>(2) 日時 平成23年 5 月12日午後 3 時30分</p> <p>7 入札保証金 入札保証金については宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第 2 号）第 100条の規定による。</p> <p>8 入札の無効に関する事項 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかったものした入札、その他宮崎県財務規則第 125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>9 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>10 契約に関する事務を担当する部局等 宮崎県総務部総務事務センター物品担当</p> <p>11 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>12 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>13 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Water jet Cutting Machine</p> <p>(2) Time limit for tender: 3:30.p.m. 12 May 2011</p> <p>(3) Contact point for the notice: Office Employee General</p>
--	---

教育委員会訓令

全国高等学校総合文化祭推進室設置規程を廃止する訓令をここに公表する。

平成23年 3 月28日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会訓令第 1 号

本 庁
各出先機関
各教育機関

全国高等学校総合文化祭推進室設置規程を廃止する訓令

全国高等学校総合文化祭推進室設置規程（平成20年宮崎県教育委員会訓令第 1 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3 月28日

宮崎県公安委員会委員長 佐 藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第 3 号

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する警察署の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和44年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
署名	交番駐在所名称	位置	署名	交番駐在所名称	位置
[略]			[略]		
高岡 警察 署	[略] 川 口駐在所	[略]	高岡 警察 署	[略] 西高岡駐在所	[略]
[略]			[略]		

附 則

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。